

6

畑地かんがい用散水器具設置支援事業のお知らせ

曾於東部地区（志布志町・松山町の一部）の畑地かんがい事業では、散水器具及び給水栓の設置に対し補助を行っています。

◆対象者：曾於東部地区（志布志町・松山町の一部）の畑地かんがい事業受益者
（本市に住所を有する者もしくは本市に事務所を有する法人）



◆補助要件：

- 給水開始をすること（購入器具による給水開始面積要件有り）
- 1申請者につき、1種類の器具（給水栓は2か所まで）が対象

◆補助率：事業費（購入費）の3分の1以内（上限あり）

◆散水器具：●噴射ホース ●レインガン ●ロールカー ●スマートレイン

この事業は本年度までとなっています。畑に給水栓をつけたい、散水器具の購入を検討している方は、この機会にお申込みください。

■問い合わせ先：●農政畜産課 畑かん推進係 TEL：474-1111（内線 431）
●曾於東部土地改良区 TEL：099-487-2986

4

『特定健診等受診済証』愛称募集！

特定健診等受診済証によるお買い物特典事業の受診済証の名称を「志布志市特定健診受診済証」としてありますが、市民の皆様により親しみやすい事業とするために、次のとおり愛称を募集しています。

採用された方には、賞品等をご用意いたしておりますので、ドシドシご応募ください。

◆応募期間：2月1日（水）～3月1日（水）

◆応募方法：愛称など次のことを書いたものを紙またはメール（アドレス：
hoken@city.shibushi.lg.jp）で提出（様式等は問いません。）してください。

●愛称名（例：「とくとく健診カード」、「いきいき健診カード」など）

●応募者の住所、氏名及び携帯電話等の連絡先

◆応募先：●本庁 保健課 保健対策係

●志布志支所 福祉課 保健係

●松山支所 総務市民課 保健係

◆その他：採用された方には、賞品等を贈呈します。また、市報等で発表します。

■問い合わせ先：保健課 保健対策係 TEL：474-1111（内線 161）



7

臨時福祉給付金（経済対策分）のお知らせ

臨時福祉給付金（経済対策分）は、消費税率の引上げに際し、所得の少ない方に対して適切な配慮をするものです。

◆支給対象者：基準日（平成28年1月1日）において、志布志市に住民登録があり、平成28年度分の市民税（均等割）が課税されていない方。ただし、市民税が課税されている方に扶養されている方、生活保護受給者等は対象外です。

◆給付額：対象者1人につき15,000円（支給は1回限りです）

◆申請期間：2月8日（水）から5月8日（月）まで

◆申請手続：支給対象者には、市から2月初旬に申請書類を封書にて郵送いたします。

①本庁福祉課または支所福祉係で申請手続をしてください。

②申請後、市で審査を行い、給付金を指定された金融機関口座に振り込みます。（支給は、受付・審査後随時行います。）

■問い合わせ先：●本庁 福祉課 社会福祉係 TEL：474-1111（内線 172）
●志布志支所 福祉課 福祉係 TEL：472-1111（内線 201）
●松山支所 総務市民課 福祉係 TEL：487-2111（内線 271）

◆注意点：

●支給対象となる方で、平成28年1月2日以降に志布志市に転入された方は、転入前の市区町村が申請先になりますので、その市区町村にお問い合わせください。

●基準日後支給決定がされるまでの間に亡くなられた方には支給されません。

給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！！

◆市や厚生労働省などが、給付金の給付のために手数料の振り込みを求めたり、申請手続をしない方に世帯構成や銀行口座などの個人情報を確認したりすることは絶対にありません。

◆不審な電話があったり、不審な郵便物が届いたら、迷わず、最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）までご連絡ください。

5

運動・体育施設の年間利用予約申込みについて

平成29年度の志布志市内の運動・体育施設の年間利用予約の申込みを受け付けしますので、利用される団体は、必ず下記の要領によりお申込みください。

◆対象施設：城山総合公園、志布志運動公園及び有明の体育施設

◆利用期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日※

◆申込方法：所定の利用予約申請書による（教育委員会にあります）

◆受付期間：2月7日（火）から2月26日（日）まで

◆申込み先：

●城山総合公園の運動施設：城山総合公園体育館

●志布志運動公園の運動施設及びしおかぜ公園：志布志運動公園体育館

●有明体育施設：有明総合体育館

◆注意事項：

●電話でのお申込みは、受け付けられません。

●各団体の利用予約日の日時が、市及び市体育協会等の行事と重複する時は、市及び市体育協会の予約が優先となります。

●利用予約日の日時が、他の団体と重複するときは、後日当該団体間で話し合ってください調整をお願いすることになります。

●今回の申込みは、大会やイベントに限る利用です。（通常の練習等で使用する場合は、通常のとおり直接、体育館で予約をしてください。）

※次の施設は、芝生養生等のため×印の期間は原則利用できません。

| 施設名 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 陸上競技場 | × | | | | | | | | × | × | × | × |
| ふれあい広場 | | | | | | | | | × | × | × | × |
| 多目的広場 | | | | | | × | × | × | × | × | × | × |
| しおかぜ公園 | × | × | × | | | | | | × | × | × | × |

■問い合わせ先：生涯学習課 生涯スポーツ係 TEL：472-1111 内線（331）